



ワイド特集

ここを押さえる！

令和8年度の 税制改正大綱

重要改正事項とお客様へのアドバイス



令和8年度税制改正大綱では、物価上昇に対処するため、所得税の「年収の壁」の引上げや富裕層課税強化に向けた最低税率の引上げなどが注目されている。本ワイド特集では、金融機関の担当者が押さえておくべき重要改正事項を徹底解説する。

WEB連動企画！

執筆・監修 税理士法人 柴原事務所

● 令和8年度税制改正の最新情報一覧表をWEB上に掲載します！ ●

令和8年度税制改正大綱に盛り込まれた重要改正事項の一覧表を、本特集では掲載していない項目も含めてWEB上の特設ページに掲載します。弊社ホームページ (<https://www.kindai-sales.co.jp/>) の「令和8年度税制改正 重要項目一覧」のバナーより、下記のIDおよびパスワードでアクセスしてください。

柴原 一 税理士法人柴原事務所代表社員に聞く

令和8年度税制改正大綱のポイント

「年収の壁」を引き上げ

高額所得者層の課税を強化

令

和7年12月19日、自民党・日本維新の会（与党）は「令和8年度税制改正大綱」を発表した。その基本

的な考え方は、物価上昇を上げる賃金上昇の実現、強い経済の構築に向けた持続的成長、税制の公平性の確保にあ

り、国会で関連法案が成立すれば実行に移される。大綱の要点などについて、税理士・CFP®の柴原一氏にお話を伺った。

基礎控除と
給与所得控除を引上げ

今回の改正の注目点は年収の壁の引上げですが、昨年度からの壁は、物価高対策としてまた引き上がるということですね。

柴原 そうです。特に物価高の影響が大きい中低所得者層の負担を軽減することが、改正の狙いとしてあります。基

礎控除の特例と給与所得控除の最低保証額の特例により、課税最低限度額を160万円から178万円に引き上げる措置を、令和8・9年の時限措置として継続します。

ただ、本来年収の壁というのは「所得税がかかるかどうか」という壁と「扶養になるかどうか」という二つの壁があつて、令和6年度まではどちらも103万円だったわけ

です。それが令和7年度に160万円になったのは、「所得税がかかるかどうか」の壁について、扶養の壁は123万円への引上げでした。ですから、まだまだ差はあったということなのです。

令和8年度は所得税の壁が178万円になるわけですが、扶養の壁引上げの話は国民民主党もいつの間にかなくなってしまうという印象



柴原 一 (しばはら・はじめ)

税理士法人柴原事務所代表社員、株式会社オーシャンマネジメントサービス代表取締役、税理士、CFP®。資産家・農家の財産運用、相続対策、優良企業の税務・事業承継対策など、幅広いコンサルティング活動を行う。